社会福祉法人三友会　ウィステリアガーデン

（介護予防）指定通所介護重要事項説明書

〈令和６年６月１日現在〉

１．当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電　　話　　０４３９－５０―００８５（午前８：３０～午後５：３０まで）

担当者職　　管理者　：　三枝　倫子

※ご不明な点は、どのようなことでもお尋ね下さい

２．当事業所の通所介護サービスの特徴

（１）　運営方針

当事業所は、可能な限り、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように努めます。利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの連携を図りながらサービスの提供に努めます。

３．事業者の概要

法人名	社会福祉法人　三友会
法人所在地	千葉県君津市八重原１７２番２７５
代表者職氏名	理事長　三枝　奈芳紀
電話番号	０４３９－５０－００８５

４．事業所の概要

事業所の種類	指定通所介護（指定介護予防通所介護）通常規模型事業所
事業所の名称	ウィステリアガーデン
所在地	千葉県君津市八重原１７２番２７５
介護保険事業者番号	千葉県　第１２７３００１３４５号
サービス提供地域	君津市、木更津市、富津市

５．営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（祝日含む）　※休業日１２月３１日～１月３日 ※その他事業者のやむを得ない事情により営業ができなくなった場合には営業を中止する場合がございます。	
営業時間	月曜日から土曜日（祝日含む）	午前　８時３０分から午後　５時３０分
サービス提供時間	月曜日から土曜日（祝日含む）	午前１０時００分から午後　４時００分

上記の営業日及び営業時間以外でも、電話等により常時連絡可能な体制となっております。

６．通所介護の定員（介護予防通所介護を含む）　　２５名

７．職員体制

職種	資格	基準人員	業務内容
管理者		１名以上（常勤）	従業者及び業務全般の管理
生活相談員	社会福祉士を含む厚生労働省より定められた資格	１名以上（常勤）	利用者からの相談及び他機関との連絡調整
看護職員	看護師 准看護師	１名以上	利用者の健康管理及び指導を行う
機能訓練指導員	看護師 准看護師	１名以上	身体機能の維持・向上に必要な訓練を行う
介護職員	介護福祉士含む	２名以上（常勤換算・常勤１名以上）	入浴・食事・排泄等日常生活上の介護を行う

８．利用料金

介護保険による給付サービスを利用する場合は、原則として利用料金の１割から３割が自己負担となります。（下記に示したサービス内容に応じた利用料金となります。）但し、介護保険給付の限度額を超えたサービス利用については全額が自己負担となります。また、保険外給付サービスを利用された場合は、保険外給付サービス利用料がかかります。

被保険者証に支払方法変更の記載があった時は、支払方法変更に応じて負担額が変わります。償還払いの場合は、サービス提供証明書を発行しますので、後日払い戻しを受けて下さい。

（１） 介護保険給付サービスの利用料

①通所介護費

利用された月の １日あたりの金額	サービス利用料金	介護保険より 給付される額	自己負担額（１割）
要介護１	５，８４０円	５，２５６円	５８４円
要介護２	６，８９０円	６，２０１円	６８９円
要介護３	７，９６０円	７，１６４円	７９６円
要介護４	９，０１０円	８，１０９円	９０１円
要介護５	１０，０８０円	９，０７２円	１，００８円

通所介護サービス加算等

利用された日の １日当たりの金額	サービス利用料金	介護保険より 給付される額	自己負担 （１割）	備考
入浴加算	４００円	３６０円	４０円	※要介護度に関係なく加算対象となる１日当たりの金額
個別機能訓練Ⅰ	５６０円	５０４円	５６円	
個別機能訓練Ⅱ	２００円	１８０円	２０円	
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	８５０円	７６５円	８５円/回	
個別機能訓練加算（Ⅱ）	２００円	１８０円	２０円/月	
口腔機能向上（１ヵ月／２回）	１，５００円	１，３５０円	１５０円	※左記は実施されたサービス内容により加算
栄養改善（１ヵ月／２回）	２，０００円	１、８００円	２００円	

若年性認知症受入	６００円	５４０円	６０円	となります。
サービス提供体制強化(Ⅱ) サービス提供体制強化(Ⅲ)	１８０円 ６０円	１６２円 ５４円	１８円 ６円	
生活機能向上連携加算	２０００円/月 ※１０００円/月	１８００円 ９００円	２００円/月 ※１００円/月	※個別機能訓練加算を算定している場合
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	８５０円	７６５円	８５円/回	
個別機能訓練加算（Ⅱ）	２００円	１８０円	２０円/月	
ADL 維持加算（Ⅰ） ADL 維持加算（Ⅱ） ADL 維持加算（Ⅲ）	３００円/日 ６００円/日 ３円/日	２７０円 ５４０円 ２７円	３０円/月 ６０円/月 ３円/月	
科学的介護推進体制加算	４００円	３６０円	４０円/日	
栄養スクーリング加算Ⅱ	５０円	４５円	５円/回	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の９．２％を加算 所定単位数の９．０％を加算			

②介護予防通所介護費

利用された月の １ヵ月あたりの金額	サービス利用料金	介護保険より 給付される額	自己負担額（１割）
要支援１	１７，９８０円	１６，１８２円	１，７９８円
要支援２	３６，２１０円	３２，５８９円	３，６２１円

※月の途中からのサービス利用開始でも、１月分の利用料がかかります。

介護予防通所介護サービス加算等

利用された月の １ヵ月当たりの金額	サービス利用料金	介護保険より 給付される額	自己負担 （１割）	備考
運動器機能向上	２，２５０円	２，０２５円	２２５円	※左記は実施されたサービス内容により加算となります。
口腔機能向上	１，５００円	１，３５０円	１５０円	
栄養改善	２，０００円	１，８００円	２００円	
選択的サービス複数実施　Ⅰ	４，８００円	４，３２０円	４８０円	
選択的サービス複数実施　Ⅱ	７，０００円	６，３００円	７００円	
生活機能向上グループ活動	１，０００円	９００円	１００円	
若年性認知症受入	２，４００円	２，１６０円	２４０円	
科学的介護推進体制加算	４００円	３６０円	４０円	
事業所評価	１，２００円	１，０８０円	１２０円	※１
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の９.２％を加算 所定単位数の９.０％を加算			

※１事業所評価加算については。一定の規定を満たした場合に加算されます。

※上記の料金は介護保険法令等関係諸法令改正により変動する場合がございます。

※上記の通所介護費及び加算の算定につきましては、サービスの内容等により変動する場合があります。

（３）保険外給付サービスの利用料

昼食代（おやつ代含む）	７００円
理容費・特別な食事・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・紙おむつ代等の費用	実　費
時間延長　※送迎は家族等が対応	サービス提供時間を越えた場合、３０分あたり４００円

（４）キャンセル規程

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の当日午前８時３０分までにご連絡がなかった場合	昼食代として７００円徴収

（５）交通費

サービス提供地域を越えて行う指定通所介護に要した交通費は、その実費を原則として徴収します。

・サービス提供地域を越えてから、１㎞毎　　３０円

（６）基本料金の免税措置

社会福祉法人利用者負担額軽減制度（市町村への申請により市町村が軽減対象と認めた場合）

（７）支払方法

月ごとに料金合計額を請求いたしますので、翌月末日までに施設窓口へ現金でお支払いください。

お支払いいただきますと領収書を発行します。

９．通所介護の内容

項目	内容　方法など
利用日・時間	各居宅介護支援事業所、各市町村の地域包括支援センター等の担当者により作成認定されたサービス提供票に計画された利用日・時間。
（介護予防）通所介護計画の作成	通所介護の目標を達成するための具体的なサービス内容を計画します。
（介護予防）通所介護計画に沿ったサービスの提供	親切丁寧に行うことを旨とし、常に利用者の病状および心身の状況等の把握に努めながら、計画されたサービスを提供します。
記録	サービス計画に添ったサービスの実施状況および評価を記録します。
利用者または家族への説明および指導	（介護予防）通所介護サービス計画の目標および内容、その実施状況や評価について説明します。
居宅サービス計画等の変更の援助	居宅サービスの実施状況を居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等に報告する等、連絡やサービスの調整に努めます。

１０．サービス利用方法

（１）サービスの利用開始

居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等により、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されたケアプランに沿って、サービスを提供します。

（２）サービスの終了

①ご利用者の都合によりサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までに文章でお申し出下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文章で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスが終了いたします。

・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
・ご利用者の要介護（要支援）認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
・ご利用者がお亡くなりになった場合

④その他

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様のご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が倒産した場合、ご利用者は文章で解約を通知することにより即座にサービスを終了することができます。
・ご利用者がサービス利用料金の支払いを１ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず１ヶ月以内に支払わなかった場合、ご利用者が正当な理由なくサービスの中止を繰り返した場合、ご利用者が入院もしくは病気等によりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはご利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文章で通知することにより、即座に契約を終了させて頂く場合がございます。

（３）健康上の理由による中止

①風邪・病気等、感染症の症状がみられる際は、感染の蔓延を防止するためサービスの提供をお断りすることがあります。

②当日健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービス内容の変更または中止をすることがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応いたします。

③ご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応いたします。また、必要に応じて速やかに主治医等に連絡を取るなどの必要な措置を講じます

１１．緊急連絡先・主治医

緊急連絡先①		続柄		電話番号	
緊急連絡先②		続柄		電話番号	
主治医・氏名				電話番号	

１２．相談・要望・苦情等の窓口

サービスに関する相談・要望・苦情等がある場合には、サービス担当者または、下記までご連絡下さい。

三友会ご利用者相談窓口	０４３９－５０－００８５
君津市役所　高齢者支援課	０４３９－５６－１１４６
千葉県国民健康保険団体連合会	０４３－２５４－７４２８

当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

〇苦情受付窓口

責任者　施設長　三枝　倫子

担当者　相談員　鈴木　圭輔　0439－50－0085

第三者委員　小川　孝　080－9398－0339

芝山　欽之助　090－9373－4538

受付時間　毎週月曜日～金曜日　午前8:30から午後5:30

また、投書箱をホールに設置しています。

第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	１　あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	１　あり　２　なし
	②なし		

令和　　年　　月　　日

（介護予防）通所介護の提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて必要な事項を説明しました。

【事　業　者】

事 業 者 名　　社会福祉法人三友会
ウィステリアガーデン
（介護予防）指定通所介護
千葉県　１２７３００１３４５号

住　　所　　千葉県君津市八重原１７２番２７５

理　事　長　　三枝　奈芳紀　　印

説　明　者　　印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け同意致しました。

【利　用　者】

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

【身元引受人】

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

続柄（　　）

電話番号＿＿＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿＿＿